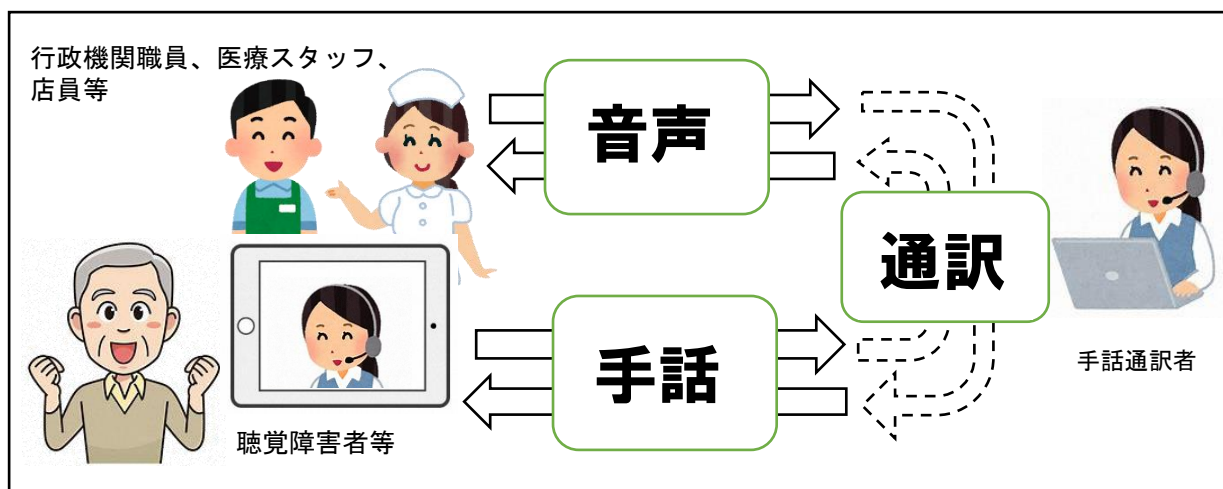


スマートフォン・タブレットを使った 富山県遠隔手話通訳サービスの利用について

<遠隔手話通訳サービス>

聴覚障害者等が、行政機関などへの相談や医療機関への受診等に際して、県内の公的病院に配備したタブレット端末、若しくはご自身でお持ちのスマートフォンやタブレット等を通じて、県障害福祉課に設置した手話通訳者が手話通訳を行う、遠隔手話通訳を行うサービス（富山県遠隔手話通訳サービス）を実施します。

富山県遠隔手話通訳サービス



※ 聴覚障害者等ときこえる方とのやりとりを手話と音声でお伝えします。

<利用範囲>

- ・ご自身のスマートフォンやタブレットがあれば、どこでも利用可能
（例）医療機関への受診や行政機関への相談、保険手続き…等

<対象者>

- 富山県内において手話通訳での対応を希望される聴覚障害者等

<利用可能日及び時間>

- 毎週月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除きます）

午前8時30分～午後5時

- ・ただし、利用可能時間内であっても、手話通訳者の不在などによりサービスの提供ができないことがあります。

<利用者負担>

- 本サービスの利用料は無料です。

ただし、ご自身のタブレットやスマートフォンの通信費等は、利用者の負担です。

<事前登録の方法>

(1) まず、ご自身のスマートフォンやタブレットに「Skype (スカイプ)」アプリをインストールし、ご自身のアカウントを作成してください。

- ・Android (アンドロイド) のスマートフォンの場合は「Play ストア」から「Skype」アプリをダウンロードし、インストールして下さい。
- ・iPhone (アイフォーン) の場合は「App store」からダウンロードして下さい。



play ストア



App store



Skype

(2) 富山県聴覚障害者協会（下記問合せ先参照）に電子メールまたはFAXで、次のことをご連絡ください。※様式1

- ①住所、②氏名、③メールアドレス、
- ④ご自身の Skype アカウント(Skype 名)、⑤その他特記事項

(3) 富山県聴覚障害者協会のアカウント名等を連絡しますので、日時等を調整のうえ、テスト通信を行います。

<利用方法（事前登録後）> ※様式2

遠隔手話通訳サービスを利用される際には、事前に、富山県聴覚障害者協会（下記問合せ先参照）に電子メールまたはFAXで、次のことをご連絡ください。

- ①氏名、②利用開始予定日時、
- ③内容・特記事項（例：〇〇厚生センターでの相談、〇〇病院での検査等）

※ご自身でスマートフォンやタブレットをお持ちでない場合は、タブレットの貸し出しを実施していますので、富山県聴覚障害者協会（下記問合せ先参照）までご連絡ください。

<問い合わせ先>

○社会福祉法人 富山県聴覚障害者協会

FAX : 076-441-7305 TEL : 076-441-7331

E-mail : haken@tomichokyo.or.jp